

○桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔令和 2 年 4 月 1 日〕
規則 第 3 号

桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 9 年 3 月桜井宇陀広域連合規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 9 年 3 月桜井宇陀広域連合条例第 15 号）に基づき、桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月桜井市規則第 2 号）の例による。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。